

公益社団法人十日町青年会議所 運 営 規 則

第1章 目 的

第1条 本規則は本会の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為、組織運営等に関する事項を規定するものである。

第2章 役員の職務

第2条 本会の役員は、定款第28条及び29条に定める事項の他、次の職務を有する。

1 理事長

- (1) 本会の代表として対外的な発言をし、全ての事業の総括責任を有する。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会、同地区協議会、同ブロック協議会の会員会議所会議に出席し、本会の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

2 副理事長

- (1) 理事長との連絡を密にして、常に意見の調整と統一をなし、本会の円滑な運営の為、一体となって協力する。
- (2) 各々分掌の委員会を統括して活発な活動を図り、各委員会の連絡調整を図る。

3 専務理事

理事長との連絡を密にして、対外的な調整を図るとともに、内部的な総括を行う。

4 理 事

- (1) 本会の運営に関して責任を有し、職務上これを分担してそれぞれの職務を担当する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定に従う。

5 監 事

- (1) 本会の業務及び財産状況を監査し、財産状況又は業務の執行につき不正のあることを発見した時は、総会並びに新潟県知事に報告しなければならない。
- (2) 他の職務を兼務することはできない。

第3章 例 会

第3条 例会は毎月2日とする。但し、やむをえない時は変更することができる。

第4条 例会は事前に通知し、会員は事前に必ず出欠席、遅刻等の返答をしなければならない。

第5条 例会は理事長がこれを主掌し、各担当者による会務の報告の他、各種の討議及び行事を行う。

第6条 例会議事録は総務委員会が担当する。

第7条 例会にやむを得ず欠席した会員は、他の青年会議所の例会に出席し、これを補うことができる。

第4章 正副理事長会議及び理事会

- 第8条1 定款第36条の理事会の運営を円滑ならしめる為、正副理事長会議を設ける。
- 2 正副理事長会議の構成は理事長、副理事長、専務理事とし、議長は理事長または理事長が任命したものがこれにあたる。
 - 3 正副理事長会議は、その必要により構成員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

第9条 正副理事長会議は、理事会に先立って必ず開催し、本会の運営方針及び理事会に提出する議案の検討を行う。

- 第10条1 理事会は原則として毎月1回開催する。
- 2 理事会の総括責任者は理事長とする。

第5章 委員会

第11条 本会は、次の委員会を置く。

- (1) 定款第48条の規定に基づき、委員会を設置する。委員会の名称、主たる業務及び委員数は理事会において決定する。
- (2) 重要事業の円滑な運営を図るため、その事業の目的に応じ理事長の方針により理事会の承認を得て特別委員会を設置する。特別委員会は、本規則第5章の委員会を特別委員会に読み替える。

第12条 委員会は委員長1名、副委員長1名以上、委員若干名を持って構成する。理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、監事、事務局長を除く正会員は、総て何らかの委員になるものとする。

第13条 委員長は、会務を主掌し委員会を招集する。

第14条 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、職務を代行する。

第15条 委員長は必要と認めた時、役員の出席を求めることができる。

第6章 上部組織への出向

第16条 本会は国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、北陸信越地区協議会及び新潟ブロック協議会に、役員を若干名出向させることがある。

第17条 出向者は、理事長が指名し理事会の承認により任命される。

第18条 出向者は、LOMと上部組織との連携を密にし、青年会議所の発展に寄与する。

第7章 褒賞及び表彰

第19条 褒賞及び表彰は次の2種とする。

(1) 優秀会員賞

青年会議所運動に顕著な功績のあった優秀会員に授与する個人褒賞

(2) 優良会員賞

例会出席率が100%の会員に授与する個人褒賞

第20条 前条の選考は理事会の総意に基づき決定する。

第21条 褒賞は原則として12月総会に於いて行う。

第22条 優秀会員の選考基準については、次の通りとする。

(1) 当該年度において正会員でなければならない。

(2) 原則として事業年度当初から1カ年間の活動状況により選考する。

第23条 優良会員の選考基準については、次の通りとする。

(1) 事業年度当初から1カ年間の例会出席率100%の会員

(2) 連続して3カ年、5カ年、10カ年、15カ年、20カ年の例会出席率100%の会員

第24条 褒賞及び表彰は理事長が行う。

細 則

第25条 本規則の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附 則

本規則は、本会の設立許可の日から施行する。

平成26年 1月 6日 施行